

「人権が尊重されるまち」指標について（概要）

この資料は、「人権が尊重されるまち」指標（令和 5 年度版）における主な更新箇所及び特徴点等の概要を整理したものである。

なお、時系列のグラフで使用した数値は、次のとおりである。

令和 2 年度

人権問題に関する市民意識調査 ※ 1

令和 3 年度～令和 5 年度

民間ネット調査 ※ 2

両調査は、調査方法（対象・人数・サイクル等）がそれぞれ異なっていることに加え、同じ民間ネット調査においても実施年度によって受託会社が異なっている。

統計学的な信頼性においては、人権問題に関する市民意識調査が優れており、民間ネット調査の結果は中間年における参考値として把握しているものである。

※ 1 人権問題に関する市民意識調査

5 年毎に実施。区別人口比率に基づき 18 歳以上の大阪市民 2,000 人を無作為抽出し郵送にて調査。回答者数は平成 27 年度 743 人、令和 2 年度 726 人。

※ 2 民間ネット調査

毎年実施。18 歳以上の大阪市民 500 人、各年代（29 歳以下、30 歳代、40 歳代、50 歳代、60 歳以上）ごとに 100 人を対象にインターネットにて調査。

各グラフの数値は、「**そう思う**」、「**どちらかといえばそう思う**」と答えた割合

I 人権尊重のまちの実現に向けて

・大阪市は、平成 21 年に「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」を策定した。

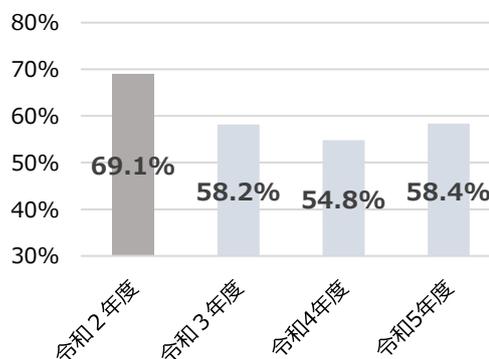
・大阪市が「人権が尊重されるまち」に近づいていると市民に実感してもらうための「道しるべ」として、「人権が尊重されるまち」指標を定め、毎年度改訂している。

・「人権が尊重されるまち」の基本指標としている項目については、「人権問題に関する市民意識調査」及び「民間ネット調査」にて、継続的に測定している。

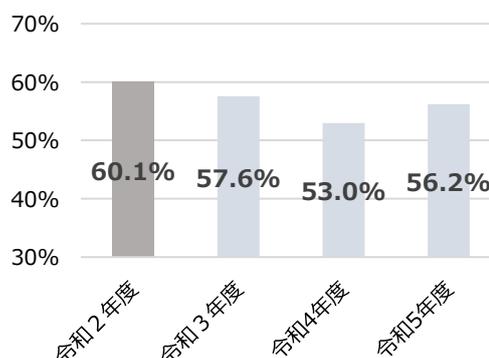
・「人権に関心がある」とする市民の割合は、「民間ネット調査」では 50%台で推移している。

・「大阪市は市民一人ひとりの人権が尊重されているまち」と評価する割合は、人権への関心度とほぼ連動している。

「人権に関心がある」と答えた市民の割合



大阪市は市民一人ひとりの人権が尊重されているまち



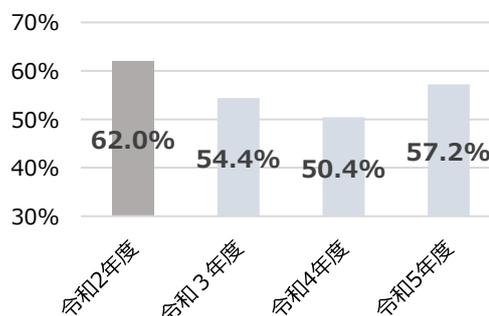
II さまざまな人権課題への取組み

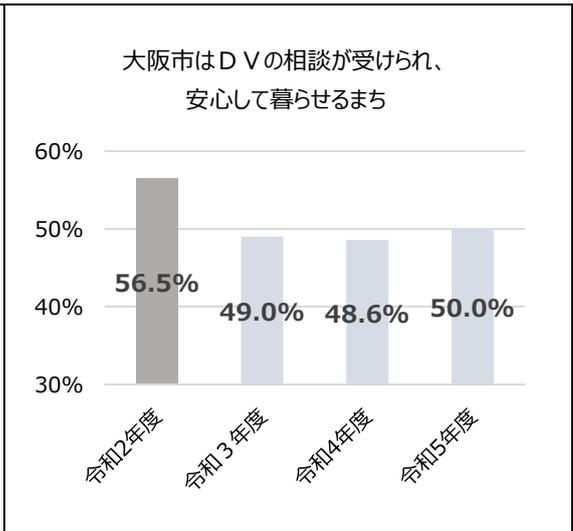
(1) 女性

・定性的な情報（状況説明）に変化はない。

・基本指標については、男女共同参画に関する指標は、前年度から大きく改善し、直近の3年では高い水準で推移する一方、DVに関する指標は、ほぼ横ばいで推移している。

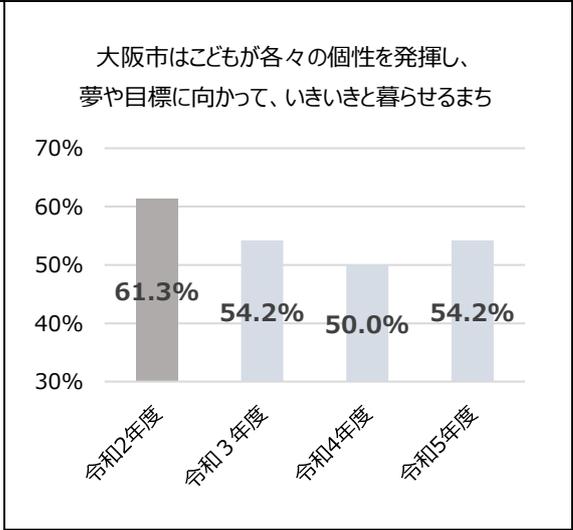
大阪市は男性・女性がともに、仕事や家事、地域での活動に参加し、その個性と能力を十分に発揮できるまち



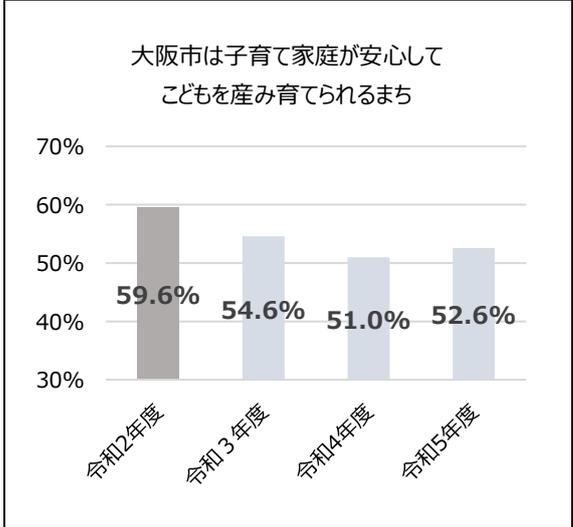


(2) こども

- ・全国、大阪市のいずれも、いじめ認知件数は増加した。
 (全国) 59万8,499件 → 66万3,348件
 (大阪市) 2万1,950件 → 2万3,699件
- ・ヤングケアラーに関する記述のうち、前年度では「こどもらしく過ごせていない可能性がある」としていた表現を、「こどもらしい」という言葉の定義が確立しているわけではない状況を踏まえ、今年度は「本来守られるべきこどもの権利が侵害されている可能性がある」に見直した。



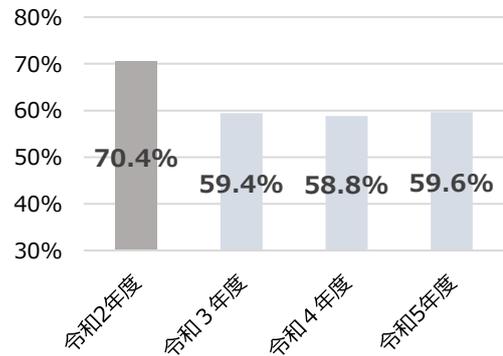
- ・基本指標については、こどもがいきいきと暮らせるかに関する指標、子育て家庭が安心してこどもを産み育てられるかに関する指標とも、前年度から改善し、前々年度とほぼ同じ水準となった。



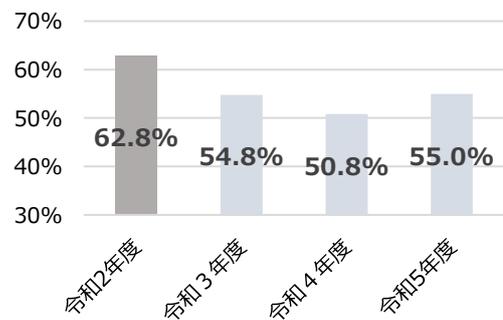
(3) 高齢者

- ・ 定性的な情報（状況説明）に変化はない。
- ・ 全国、大阪市の高齢化率は今後も上昇が見込まれ、医療と介護ニーズが増加するとともに、高齢者虐待、詐欺事件等のさまざまな問題が顕在化している。
- ・ 基本指標については、地域での安心な暮らしに関する指標は、近年ほぼ横ばいで推移しており、また、生きがいを持った暮らしに関する指標は、前年度から改善し、前々年度とほぼ同じ水準となった。

大阪市は高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまち



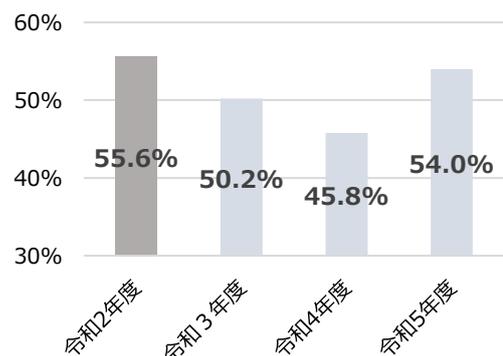
大阪市は高齢者がさまざまな活動の場に恵まれ、社会参加を通じ、生きがいを持って暮らせるまち

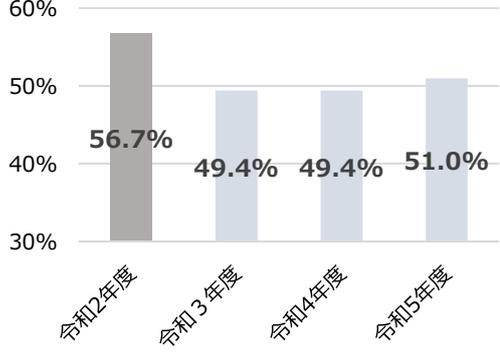
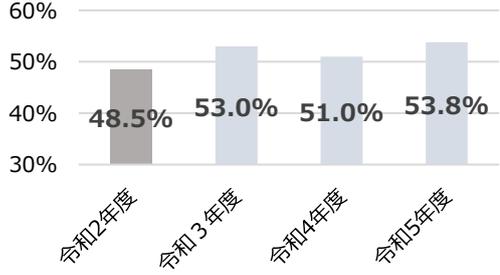
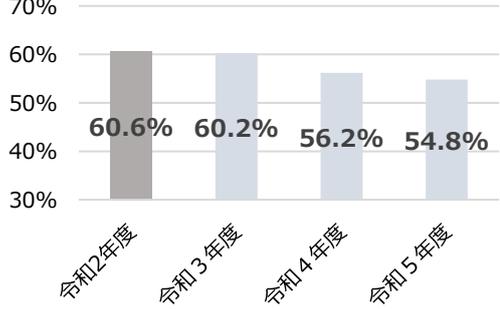


(4) 障がいのある人

- ・ 定性的な情報（状況説明）に変化はない。
- ・ 「大阪市障がい者支援計画」及び「大阪市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は、次期計画が令和6年度から始動する予定である。
- ・ 基本指標については、就労の機会に関する指標に大幅な改善がみられる一方、生活の安心感に関する指標は近年ほぼ横ばいで推移している。

大阪市は障がいのある人が就労の機会に恵まれ、自立した生活を営めるまち



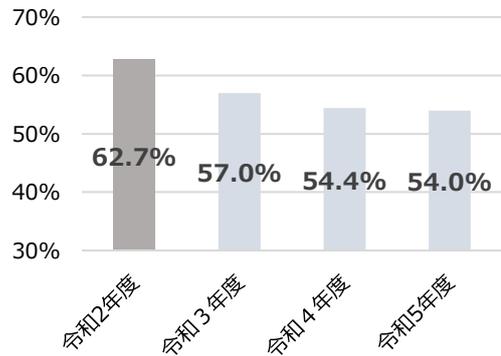
	<p>大阪市は障がいのある人がさまざまな生活相談ができ、安心して生活を営めるまち</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>56.7%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>49.4%</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>49.4%</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>51.0%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	割合	令和2年度	56.7%	令和3年度	49.4%	令和4年度	49.4%	令和5年度	51.0%																
年度	割合																										
令和2年度	56.7%																										
令和3年度	49.4%																										
令和4年度	49.4%																										
令和5年度	51.0%																										
<p>(5) 同和問題（部落差別）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定性的な情報（状況説明）に変化はない。 ・ 基本指標については、近年ほぼ横ばいで推移している。 	<p>大阪市は同和地区であることを理由に住居や学校を選択する際に避けたり、同和地区出身者が結婚や就職などの際に不利な扱いを受けることのないまち</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>48.5%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>53.0%</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>51.0%</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>53.8%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	割合	令和2年度	48.5%	令和3年度	53.0%	令和4年度	51.0%	令和5年度	53.8%																
年度	割合																										
令和2年度	48.5%																										
令和3年度	53.0%																										
令和4年度	51.0%																										
令和5年度	53.8%																										
<p>(6) 外国人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人住民の総数、国籍・地域数や国別割合の変化、近年の増加が著しい国籍・地域に関する記述を更新した。 <table border="1" data-bbox="300 1473 815 1641"> <tbody> <tr> <td></td> <td>13万人</td> <td>→</td> <td>15万人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>149か国</td> <td>→</td> <td>154か国</td> </tr> <tr> <td>韓国・朝鮮籍</td> <td>43.3%</td> <td>→</td> <td>38.6%</td> </tr> <tr> <td>中国籍</td> <td>25.7%</td> <td>→</td> <td>28.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ベトナム、ネパール、インドネシアなどから来日する外国人住民が増加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本指標については、小幅ながら逡減傾向が続いている。 		13万人	→	15万人		149か国	→	154か国	韓国・朝鮮籍	43.3%	→	38.6%	中国籍	25.7%	→	28.4%	<p>大阪市は外国人住民が、さまざまな相談や情報提供を受けることができるなど、充実した生活が営めるまち</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>60.6%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>60.2%</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>56.2%</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>54.8%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	割合	令和2年度	60.6%	令和3年度	60.2%	令和4年度	56.2%	令和5年度	54.8%
	13万人	→	15万人																								
	149か国	→	154か国																								
韓国・朝鮮籍	43.3%	→	38.6%																								
中国籍	25.7%	→	28.4%																								
年度	割合																										
令和2年度	60.6%																										
令和3年度	60.2%																										
令和4年度	56.2%																										
令和5年度	54.8%																										

(7) 個人情報の保護

・個人情報保護法の改正により、令和5年4月から国の制度に一元化された。(これに伴い、大阪市の関連規定は廃止)

・事業者及び市民に対する法制度の周知・啓発、また、個人情報の取扱いについての相談対応などについては引き続き実施している。

大阪市の事業者の持つ市民の個人情報が保護され、適切に取り扱われているまち



(8) 犯罪被害者等への支援

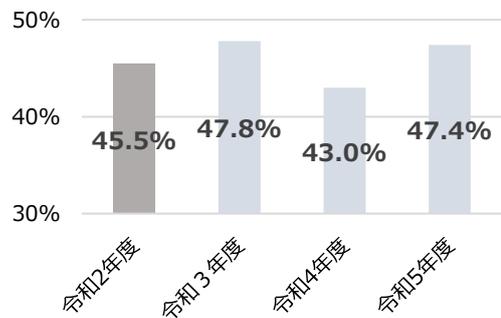
・定性的な情報(状況説明)に変化はない。

・基本指標については、前年度から改善し、前々年度とほぼ同じ水準となった。

※令和4年度までの設問

「大阪市の犯罪被害者やその家族(または遺族)が再び平穏に暮らせるようになるために、地域の人々の理解や協力が得られるまちである」と思う市民の割合

大阪市の取組みにより「地域の人々の犯罪被害者等への理解が深まっている」と思う市民の割合(※)

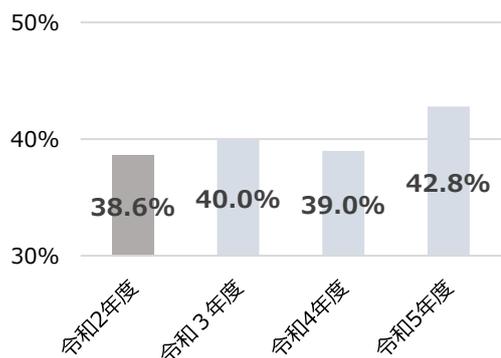


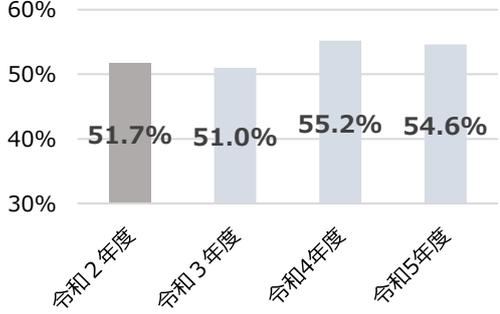
(9) ホームレス

・定性的な情報(状況説明)に変化はない。

・基本指標については、前年度から小幅に改善がみられるが、他の人権課題と比べると低い水準にとどまっている。

大阪市のホームレス状態にある人が自立して再び地域社会の中で生活を営めるまち



<p>(10) L G B Tなどの性的少数者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行された。 ・基本指標については、前年度とほぼ横ばいで推移した。 	<p>大阪市はLGBTなどの性的少数者の人が差別を受けることなく、自分らしく生きることができるまち</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>51.7%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>51.0%</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>55.2%</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>54.6%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	割合	令和2年度	51.7%	令和3年度	51.0%	令和4年度	55.2%	令和5年度	54.6%
年度	割合										
令和2年度	51.7%										
令和3年度	51.0%										
令和4年度	55.2%										
令和5年度	54.6%										
<p>Ⅲ 人権行政の推進</p> <p>(1) 人権啓発・相談の取組み</p> <p>(2) 人権行政の担い手づくり</p> <p>(3) 人権の視点からの行政運営の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定性的な情報（状況説明）に変化はない。 ・人権啓発情報誌の発行部数、人権啓発 DVD 等の貸出件数はともに前年度から増加している。 ・原則的にすべての所属が実行プログラムを策定しており、全庁的に人権行政の推進に取り組んでいる。 	<p>別途、人権啓発・相談センターから令和5年度直近状況を含め報告</p>										